

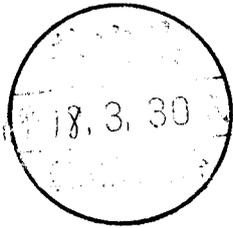
平成18年3月30日

関係会員各位

茨城県毒物劇物保安協会  
会長 幸島博起

毒物及び劇物取締法施行令の一部改正について

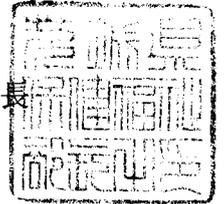
このことについて、平成18年3月30日付け薬第1743号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



薬第1743号  
平成18年3月30日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長



毒物及び劇物取締法施行令の一部改正について

このことについて、平成18年3月23日付け薬食発第0323004号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御承知のうえ貴会関係会員によくお知らせください。

なお、改正の内容は、厚生労働大臣登録の毒物劇物製造（輸入）業に係る申請手数料のうち収入印紙により納付する額の減額であり、詳細は下記のとおりです。

おって、厚生労働大臣登録の毒物劇物製造（輸入）業に係る申請手数料のうち茨城県収入証紙により納付する額については改正しないことを申し添えます。

記

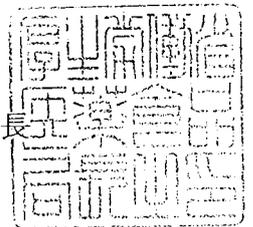
区 分	改正前	改正後
厚生労働大臣の行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録	18,600円	14,900円
厚生労働大臣の行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新	14,100円	10,700円
厚生労働大臣の行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更	11,900円	9,600円



薬食発第0323004号  
平成18年3月23日

各 〔都道府県知事〕 殿  
〔保健所設置市市長〕  
〔特別区区长〕

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物取締法施行令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第58号）（別添1）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第1 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令について

1 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録、登録の更新及び登録変更に係る手数料の額を見直し、以下の通り定めたこと。

- (1) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録手数料  
14,900円
- (2) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新手数料  
10,700円
- (3) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更手数料  
9,600円

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとしたこと。

第2 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添2に示すとおりであること。

政令第五十八号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同条第一号中「一万八千六百円」を「一万四千九百円」に改め、同条第二号中「一万四千百円」を「一万七百元」に改め、同条第三号中「一万九千九百円」を「九千六百円」に改める。

附 則

（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

○ 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十一章 手数料                      (手数料)</p> <p>第四十三条 法第二十三条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 厚生労働大臣が行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者 <u>一万四千九百円</u></p> <p>二 前号の登録の更新を申請する者 <u>一万七百元</u></p> <p>三 第一号の登録の変更を申請する者 <u>九千六百元</u></p>	<p>第十一章 手数料                      (手数料)</p> <p>第四十三条 法第二十三条第一項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 厚生労働大臣が行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者 <u>一万八千六百元</u></p> <p>二 前号の登録の更新を申請する者 <u>一万四千元</u></p> <p>三 第一号の登録の変更を申請する者 <u>一万九百元</u></p>